

ひめネット (検) 第17-1号  
令和 2年 9月16日

〒760-0050

香川県高松市亀井町6番地1

株式会社香川銀行

代表取締役頭取 山田径男 殿

〒790-0952

松山市朝生田町七丁目2番22号 大興ビル305号

特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

理事長 野垣康之



## 申入れ終了の通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

早速ではございますが、当法人から送付した令和2年8月5日付の書面において、貴行のカードローン規約については是正の申入れをした件（以下「本件」）につきご連絡いたします。

貴行より、令和2年9月1日付「申入れに対する回答について」と題する書面において、カードローン規定における「相続の開始があったとき」の条項を「期限前の全額返済義務」から削除するとの連絡をいただきました。また、貴行のホームページに掲載された、同月10日付のお客様各位に宛てた「ローン規定改正のお知らせ」と題する書面においては、当法人より申入れを行ったカードローン規定のみに留まらず、貴行の扱う各種ローン規定内の同様の条項についても、削除をいただくことを確認しました。当法人としては、申入れの趣旨にご理解・ご賛同いただけたものと捉えております。ありがとうございました。

つきましては、本件につきましては、改善がなされたものと判断し、終了させていただきますこととしましたので、ご通知いたします。

なお、本通知は、本件を終了する通知であり、貴行の規約等の全てが消費者契約法その他法令等に反しない正当なものであることを認める趣旨では御座いませんので、その点ご注意ください。

当法人では、消費者の利益を擁護する観点から様々な事業者の契約内容や勧誘行為等について引き続き関心をもって調査・申入活動等を行う所存でございます。今後とも、当法人の活動にご理解とご協力をいただければ幸甚です。

最後になりますが、貴行には、本件に留まらず同様の規定の改善をいただいたこと及び大変迅速に対応いただいたことに対して深謝いたしますと共に、貴行の今後益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。

敬具

(本件に関する問い合わせ先)

弁護士 野垣康之

〒790-0001 松山市一番町 4-1-16

ANNBILL3 階野垣法律事務所

TEL : 089-913-1266 FAX : 089-913-1277